

宮代町 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

財産名称及び住所

物件番号 1 宮代町役場庁舎 宮代町笠原一丁目 4 番 1 号

物件番号	新規入替	貸付フロア 貸付場所	貸付面積	設置ベンダー種類	台数
1	入替	1階ホール北側	1.12 m ² (W1.4m×D0.8m)	缶飲料	1台

- ※1 貸付面積には放熱余地、台座、回収ボックス設置部分を含まない。
- ※2 高さはすべてH=2.00m以下とする。
- ※3 電源は有り。
- ※4 缶飲料にはペットボトル、紙パック飲料を含む。
- ※5 詳細は物件調書を参照すること。

2 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）※更新なし

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者(以下「設置者」という。)の遵守事項

1) 大きさ及びデザイン

- ①大きさは、上記1に記載されている容積以内とする。
- ②デザインは、周辺環境に配慮した外観色とし、グレー又はホワイトなどの単色で公共機関にふさわしいものとする。

2) 環境対策

①省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及びピークカット並びに、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②フロン対策

二酸化炭素、炭化水素又はHF0-1234yfを冷媒として採用した機種とする。ただし、紙パック自動販売機については、いわゆる代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

3) 安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、室内設置であっても、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

4) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置する。

②回収ボックスの規格

素 材：プラスチック製又は金属製とする。

容 積：回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が漏れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積をもったものとする。

その他：使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は、紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するか、そのための仕掛けがあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図る。

③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に回収し、処理する。

5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

④日常管理を行う管理者の連絡先（管理者名、住所、電話番号）の記載のあるステッカー（縦5 cm以上×横14 cm以上）を硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付する。

4 販売商品の種類等

- 1) 種類：酒類を除く飲料とする。
- 2) 価格：メーカー希望小売価格から10円以上引いた価格とする。

5 賃貸借料

年額の賃貸借料は、貸付料提案書に記載された金額に当該消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるものとする。）

ただし、初年度及び最終年度は年額を月数で割り返した額を支払うものとする。

6 管理費

設置する自動販売機1台あたり、下記のとおりとする。この管理費は、貸付年度の1年度分の費用として、賃貸借料と同時に一括して宮代町から設置者に請求するものとする。

ただし、初年度及び最終年度は、年額を月数で割り返した額を支払うものとする。また、管理費には、電気代等光熱水費を含むものとする。

(1) 缶飲料及びパック飲料 一台につき年額30,000円

7 売上手数料

徴収しないものとする。

8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して宮代町の確認を受けなければならない。

10 自動販売機に伴う事故

宮代町の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

1 1 商品等の盗難及び破損

- 1) 宮代町の責に帰することが明らかな場合を除き、宮代町はその責を負わない。
- 2) 設置者は、商品及び自動販売機が破損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

1 2 その他

自動販売機設置事業者募集要項に基づき提出した自動販売機設置に係る提案書に記載した提案内容を実行する。